役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人隆栄会（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

（５）役員等とは、役員及び評議員をいう。

（６）非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。

（７）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（８）費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤のための交通費、出張に要する旅費（交通費及び宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等の報酬は、下記の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議等 | 出席役員 | 日　額 |
| 理事会 | 理事・監事 | 10,000円 |
| 評議員会 | 評議員 | 10,000円 |
| 監　査 | 監　事 | 10,000円 |
| 研修会・視察 | 理事・監事・評議員 | 10,000円 |

（２）報酬は、新たに就任したその月から支給する。

　（３）報酬の支給は、その日（理事会、評議員会、監査日）に現金にて支給する。

（理事及び評議員の報酬等の総額及び監事全員の報酬等の総額）

第４条　理事全員の報酬については、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で

当規定に従い支給する。

監事全員の報酬については、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で

当規定に従い支給する。

評議員全員の報酬については、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で

当規定に従い支給する。

（費用の弁償）

第５条　この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

２　非常勤役員等には、通勤に要する交通費を支給することとし、その計算方法は一般職員と同様の基準とする。

３　役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。

４　役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

（公　表）

第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附　則

この規程は、令和６年６月２１日（評議員の議決日）より施行し、平成２９年４月１日より適用する。